

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定

横浜市立みなと赤十字病院（以下「みなと赤十字病院」という。）の管理に関し、横浜市（以下「甲」という。）と日本赤十字社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定を締結する。

第1章 基本的事項

（協定の目的）

第1条 この協定は、みなと赤十字病院の管理に関する業務について、乙が指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を受けたことから、みなと赤十字病院の管理に関する業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、平成17年4月1日から平成47年3月31日までとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

2 乙は、市立病院としての役割を十分に確保しつつ、自立的かつ効率的な病院運営に努めるものとし、甲はこれを尊重するものとする。

（指定管理業務の執行）

第4条 乙は、指定管理業務を行うに当たり、この協定、横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する年度協定（以下「指定管理年度協定」という。）、横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第60号。以下「設置条例」という。）、横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号。以下「経営条例」という。）、横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程（平成17年3月病院経営局規程第34号）及び関係法令等のほか、経営条例第8条第1項の規定に基づき甲が定めた指定管理者が実施すべき医療の種類、内容、水準その他の指定のための条件（以下「指定条件」という。）に定める事項を遵守しなければならない。

2 乙は、経営条例第8条第2項の規定に基づき乙が行った提案（以下「提案」という。）の趣旨に則り、良質な医療を市民に提供するよう努めなければならない。

3 この協定、指定管理年度協定、指定条件及び提案の規定の間に矛盾又は齟齬がある場合、この協定、指定管理年度協定、指定条件、提案の順に、その適用を優先するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第5条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(第三者への業務委託)

第6条 乙は、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲に届け出るものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、指定管理業務に関して知り得た秘密を他に知らせてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、その使用者に対し、在職中及び退職後における秘密の保持について周知しなければならない。
- 3 乙は、個人情報等の取扱いについて、別に定める指定管理業務基準書（以下「基準書」という。）に定める事項を遵守しなければならない。

(申請、届出等)

第8条 病院開設者が行う、病院の管理に関し必要な許認可の申請、届出等に係る事務及び費用は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、相手がこの協定に違反したことにより損害が発生したと認めるときは、相手方に対し、損害賠償の請求をすることができるものとする。

(事情変更)

第10条 この協定締結後において、社会情勢、経済情勢等に著しい変化があった場合は、甲乙協議のうえ、協定の変更を行うことができるものとする。

(危険負担)

第11条 風水害等の自然災害など、甲及び乙の責めに帰することのできない事由により生じた損害の負担は、甲と乙とが協議を行い定めるものとする。

- 2 この協定の履行に際し、第三者に与えた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由に基づく損害の場合は、甲がこれを負担する。

(保険契約)

第12条 乙は、前条第2項の負担に必要な保険契約を締結するものとする。

第2章 指定管理業務

(診療)

第13条 乙は、協定の期間開始の日から、設置条例第3条第4項第2号に規定する診療科及び同条第5項第2号に規定する病床に係る医療機能を提供しなければならない。ただし、精神科及び精神病床に係る医療機能については平成20年3月31日までに提供を開始することとする。

2 乙は、病院建物内において、設置条例第3条第4項第2号に規定する診療科（以下「標ぼう診療科」という。）と異なる表示をする場合は、標ぼう診療科を併せて表示することとする。

（検診）

第14条 乙は、横浜市が実施するがん検診、健康診査等の検診業務を受託するものとする。

2 乙は、人間ドックその他の検診業務を行うことができる。

（政策的医療）

第15条 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的な内容は、基準書に定める。

- (1) 24時間365日の救急医療
- (2) 小児救急医療
- (3) 輪番制救急医療
- (4) 母児二次救急医療
- (5) 精神科救急医療
- (6) 精神科合併症医療
- (7) 緩和ケア医療
- (8) アレルギー疾患医療
- (9) 障害児者合併症医療
- (10) 災害時医療
- (11) 市民の健康危機への対応

2 乙は、前項の政策的医療を協定の期間開始の日から提供する。ただし、第5号及び第6号の政策的医療については、平成20年3月31日までに提供を開始するものとする。

3 乙は、甲が新たな政策的医療の実施を求める場合は、実施に向けた協議に応じるものとする。

（地域医療全体の質の向上に向けた役割）

第16条 乙は、次の各号に掲げる事項に取り組まなければならない。具体的な内容は、基準書に定める。

- (1) 医療における安全管理
- (2) 医療倫理に基づく医療の提供
- (3) 地域医療機関との連携・支援、地域医療全体の質の向上のための取組
- (4) 医療データベースの構築と情報提供
- (5) 市民参加の推進

（使用料及び手数料の徴収）

第17条 甲は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2に基づき、みなと赤十字病院の使用料及び手数料の徴収に関する業務を、乙に委託する。

- 2 前項の「徴収」とは、収入調定、納入通知、診療報酬審査支払機関等への支払請求、収入の受入れ並びに催告、督促及び滞納整理関連事務をいう。
- 3 前2項に定めるもののほか、使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項は、基準書に定める。

(施設、設備等の維持管理)

第18条 乙は、甲の財産であるみなと赤十字病院の土地、建物、設備及び附帯施設（別表記載のもの。以下「施設等」という。）について、維持管理を行うものとする。

(管理の原則)

第19条 乙は、施設等を適正かつ良好な状態で管理するものとし、指定管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、施設等の維持管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置するものとする。
- 3 施設等の維持管理の基準は、基準書に定める。
- 4 施設等の維持管理に必要な経費は、乙の負担とする。

(施設等の改良、改修及び保守・修繕)

第20条 施設等の改良工事（施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。）は、甲と乙とが協議を行い、甲が承認した場合に、甲の負担で行う。

- 2 施設等の改修工事（施設の機能維持のために必要な工事等をいう。）は、事前に甲の承諾を得て、乙が行う。
- 3 施設等の保守、修繕等は、必要に応じて乙が行う。
- 4 前3項のいずれに該当するか疑義があるときは、甲と乙とが協議を行い、決定するものとする。

(物品の移設)

第21条 乙は、平成16年度まで甲が横浜市立港湾病院において保有していた医療機器等の物品のうち、引き続きみなと赤十字病院で使用する物品（以下「甲の物品」という。）を、みなと赤十字病院に移設するものとする。

- 2 乙は、甲の物品が安全に機能することを確認しなければならない。

(物品の管理)

第22条 乙は、甲の物品について、財産台帳を備え、常にその現状を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 乙は、甲の物品について、保守、修繕等の管理を行うものとする。
- 3 乙は、甲の物品が使用不能となったときは、甲の承諾を得てこれを廃棄又は処分する。
- 4 乙は、天災地変その他の事故により、甲の物品を滅失し、又はき損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(目的外使用)

第23条 乙は、施設等において患者の利便性やサービス向上に資するための施設を設けるときは、横浜市病院経営局公有財産規程（平成17年3月病院経営局規程第29号）第7条の規定に基づく使用許可（以下「目的外使用許可」という。）の申請を行わなければならない。

(受託研究)

第24条 乙は、みなと赤十字病院において、医薬品、診療材料、医療機器等の治験、成績試験等(以下「受託研究」という。)を行うことができる。

- 2 受託研究は、被験者の安全を第一として行わなければならない。

(院内学級)

第25条 乙は、横浜市立二つ橋養護学校の分教室としてみなと赤十字病院に設置される、院内学級の運営に協力するものとする。

第3章 自主事業

(自主事業)

第26条 乙は、施設等を拠点とし、次に掲げる事業(「自主事業」という。以下同じ。)を行うことができる。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)、老人保健法(昭和57年法律第80号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく訪問看護事業
(2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 2 自主事業を行うため施設等を使用するときは、第23条の申請とは別に、目的外使用許可の申請を行わなければならない。
- 3 乙は、自主事業の会計と、次条第1項に規定するみなと赤十字病院に係る特別会計とを明確に区分しなければならない。

第4章 交付金、負担金等

(会計・経理の原則)

第27条 乙は、みなと赤十字病院に係る特別会計を設けるものとする。

- 2 乙は、この協定に特別に定めのあるものを除き、みなと赤十字病院に関し発生するすべての収入及び支出を、前項の特別会計に計上しなければならない。
- 3 乙は、第1項の特別会計について、地方公営企業法及び横浜市病院経営局会計規程(平成17年3月病院経営局規程第31号。以下「会計規程」という。)に定める会計方式に基づいた経理を行うものとする。
- 4 第29条及び第30条における用語の意義は、会計規程に定めるところによる。

(経費の分担)

第28条 乙が指定管理業務を行うために必要な経費は、別に定めのある場合を除き、乙の負担とする。

(診療報酬交付金)

第29条 甲は、乙が第17条第1項の規定により収納した使用料及び手数料のうち、入院収益及び外来収益（それぞれ経営条例第2条第1項第1号アただし書及び第9号の規定によるものを除く。）を診療報酬交付金として乙に交付するものとする。

2 診療報酬交付金の支払時期、支払方法等は、指定管理年度協定に定める。

(指定管理料)

第30条 甲は、第17条第1項の規定により収納した使用料及び手数料並びにみなと赤十字病院に関する収納した収益のうち、次の各号に掲げる収益を、指定管理料として乙に支払うものとする。

(1) 医業収益

- ア 入院収益（前条第1項に規定する入院収益を除く。）
- イ 外来収益（前条第1項に規定する外来収益を除く。）
- ウ 室料差額収益
- エ 公衆衛生活動収益
- オ 医業相談収益

(2) 医業外収益

- ア 患者外給食収益
- イ その他医業外収益

2 指定管理料の支払時期、支払方法等は、指定管理年度協定に定める。

(政策的医療交付金)

第31条 甲は、第15条に規定する政策的医療の提供に要する費用として、政策的医療交付金を予算の範囲内で乙に交付する。

2 政策的医療交付金の対象経費及び交付額の算定方法その他必要な事項は、指定管理年度協定及び横浜市立みなと赤十字病院政策的医療交付要綱に定める。

(国・県補助金相当額の交付)

第32条 甲は、指定管理業務を対象とした国及び神奈川県からの補助金の交付を受けたときは、交付された補助金相当額を乙に交付するものとする。

2 前項の補助金に係る申請は、甲と乙とが協議のうえ、甲が行うものとする。

(指定管理者負担金)

第33条 乙は、甲に対し、指定管理者負担金を毎年度支払うものとする。ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づき申請を行い、許可を受けたすべての事項に係る医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の2の規定に基づく開設後の届出における開設の日の属する年度までは、甲はこれを減免することができる。

2 指定管理者負担金の金額、支払方法等は、指定管理年度協定に定める。

(病院事業会計共通経費負担金)

第34条 甲は、乙に対し、横浜市病院事業の本部運営に係る経費として、病院事業会計共通経費負担金（以下「共通経費負担金」という。）の支払いを求めることができるものとする。

2 共通経費負担金の金額、支払方法等は、年度ごとに甲と乙とが協議を行い、指定管理年度協定に定める。

第5章 業務の計画、報告等

(事業計画書)

第35条 乙は、指定管理業務に係る事業計画書を作成するものとする。

2 事業計画書は、医療提供計画書及び施設管理計画書により構成されるものとする。
3 乙は、当該事業年度の前年の10月末日までに、事業計画書を甲に提出するものとする。ただし、平成17年度の事業計画書の提出の期日は、甲乙協議のうえ定める。
4 事業計画書の内容、様式等は、基準書に定める。

(事業報告書)

第36条 乙は、毎年度終了後2か月以内に前条第1項の事業計画書に対応する事業報告書を作成し、甲に提出するものとする。

2 事業報告書の内容、様式等は、基準書に定める。

(計算書類)

第37条 乙は、毎年度終了後2か月以内に、地方公営企業法第30条第1項に定める計算書類及び地方公営企業法施行令（昭和22年政令第16号）第23条に定める書類を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙から提出された書類に係る監査を、第三者に行わせるものとする。
3 乙は、会計に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(年報の作成)

第38条 乙は、みなと赤十字病院の運営状況を明らかにするために、年度ごとに年報を作成するものとする。

2 年報の内容は、甲と乙とが協議を行い、定めるものとする。

(その他報告)

第39条 乙は、次に各号に掲げる事項については、事前に甲に報告するものとする。

- (1) 病院長の任免に関すること。
- (2) その他指定管理業務に係る重要な事項に関すること。

2 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、医療事故が発生したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(調査等)

第40条 甲は、みなと赤十字病院の管理の適正を期するため、乙に対して、指定管理業務又はこれに伴う経理の状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(協議会の設置)

第41条 甲及び乙は、みなと赤十字病院の運営に関する報告、協議及び調整を目的とした協議会を設置する。

2 協議会の運営及び委員については、別に定める。

第6章 協定の解除

(協定の解除)

第42条 甲は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、乙の指定管理者の指定（以下「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、催告なしにこの協定の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定によりこの協定が解除されたときは、甲は、乙が受けた損害に対し、その補償は行わないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により解除されたときは、この限りでない。

3 第1項の規定によりこの協定が解除されたときは、甲は、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

(指定取消しの申出)

第43条 乙が指定の取消しを求めるときは、3年以上の猶予をもって申し出、甲と協議するものとする。

(指定期間の満了又は指定の取消しに伴う措置)

第44条 乙は、指定を受けた期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、速やかに原状に復して、甲に施設等、甲の物品及び法令等に基づき開設者又は管理者が管理する書類等を引き渡さなければならない。

2 乙は、指定取消しの日まで、指定管理業務に支障をきたさないように実施体制を維持しなければならない。

3 乙は、みなと赤十字病院の新しい指定管理者（以下「丙」という。）が指定されたときは、丙が指定管理業務を円滑に行う体制を整えられるよう、丙に対し、指定管理業務の引継ぎを行わなければならない。

第7章 雜則

(疑義等の決定)

第45条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保持するものとする。

平成17年4月1日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市病院事業管理者
病院経営局長 岩崎 榮

乙 東京都港区芝大門1丁目1番3号
日本赤十字社
社長 近衛 忠輝

別表 横浜市立みなと赤十字病院の施設及び附帯設備一覧

住所 横浜市中区新山下三丁目12番1号

敷地面積 28613.95 m²

| | | |
|----------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 1 病院棟 | | |
| 1 | 建築面積 | 12,028 m ² |
| 2 | 延床面積 | 68,444 m ² |
| 3 | 建物概要 | 鉄骨鉄筋コンクリート造（免震構造） 地上8階、塔屋2階、地下1階 |
| 2 エネルギーセンター棟 | | |
| 1 | 建築面積 | 2,197 m ² |
| 2 | 延床面積 | 5,704 m ² |
| 3 | 建物概要 | 鉄骨鉄筋コンクリート造（免震構造） 地上2階、塔屋1階、地下1階 |
| 3 外構 | | |
| 4 公開空地・プロムナード | | |
| 5 護岸 | | |
| 6 上記施設の施設設備一覧（各完成図書に記載のもの） | | |
| 1 | 横浜市立港湾病院再整備工事（建築工事・病院棟工区）完成図書 | |
| 2 | 横浜市立港湾病院再整備工事（建築工事・エネルギーセンター棟工区）完成図書 | |
| 3 | 横浜市立港湾病院再整備工事（空気調和設備工事）完成図書 | |
| 4 | 横浜市立港湾病院再整備工事（衛生設備工事）完成図書 | |
| 5 | 横浜市立港湾病院再整備工事（電気設備工事）完成図書 | |
| 6 | 横浜市立港湾病院再整備工事（特別高圧受変電設備工事）完成図書 | |
| 7 | 横浜市立港湾病院再整備工事（自家発電設備工事）完成図書 | |
| 8 | 横浜市立港湾病院再整備工事（昇降機設備工事その1）完成図書 | |
| 9 | 横浜市立港湾病院再整備工事（昇降機設備工事その2）完成図書 | |
| 10 | 横浜市立港湾病院再整備工事（昇降機設備工事その3）完成図書 | |
| 11 | 横浜市立港湾病院再整備工事（駐車場管制設備工事）完成図書 | |
| 12 | 横浜市立港湾病院再整備工事（搬送設備工事）完成図書 | |
| 13 | 横浜市立港湾病院再整備工事（護岸工事）完成図書 | |
| 14 | 横浜市立港湾病院再整備工事（植栽工事）完成図書 | |

指定管理業務基準書

横浜市立みなど赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定（平成17年4月1日締結）に基づき定める指定管理業務の基準は、次のとおりとする。

第1 個人情報等の取扱いについて

1 個人情報取扱いの基本原則

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者としての義務を遵守すること。

2 個人情報等の適正な管理

- (1) 個人情報及びデータ（以下「個人情報等」という。）等の授受、搬送、処理、保管、研究、情報化その他の取扱いに当たっては、漏えい、滅失、改ざん、き損等を防止するため、その適正な管理に努めること。
- (2) 前号の目的を達成するため、個人情報等を保管する施設その他の個人情報等を取り扱う場所において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じること。
- (3) 第1号の目的を達成するため、現場責任者、従事者その他の個人情報等を取り扱う者の管理責任体制を確立すること。
- (4) 個人情報等の取扱いを開始する前に前2号に定める安全対策及び管理責任体制について、横浜市病院事業管理者（以下「病院事業管理者」という。）に報告すること。
- (5) 第2号及び第3号に定める安全対策及び管理責任体制に関し、病院事業管理者が理由を示して異議を申し出た場合には、必要な措置を講じること。

3 個人情報等の収集、利用及び提供の制限

- (1) 指定管理業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集すること。
- (2) 個人情報等を指定管理業務以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないこと。ただし、あらかじめ、病院事業管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 前号ただし書により個人情報を第三者に提供した場合には、提供した個人情報等の取扱いに伴う当該第三者の行為について、病院事業管理者に対しそのすべての責任を負うこと。
- (4) 第2号ただし書の規定により個人情報を第三者に提供する場合には、指定管理業務及び病院事業管理者から指示のあった事項について、当該第三者にも遵守させるため、約定すること。
- (5) 個人情報の開示要求に適切に対応できる体制を整えること。
- (6) 個人情報を不当な目的に使用したときは、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号）第67条及び第68条に規定する罰則の適用対象となること。

4 個人情報等の返還又は廃棄

- (1) 指定管理の期間が満了したとき又は指定管理者の指定が取り消されたときは、病院事業管理者の指示に従い、個人情報等を返還し、又は廃棄すること。
- (2) 前号に定める個人情報等の廃棄は、焼却、シュレッダー等による裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法によること。
- (3) 第1号の場合において、正当な理由なく指定された期限内に個人情報等を返還せず、又は廃棄しないときは、病院事業管理者は、当該個人情報等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、また、回収又は廃棄に要した費用を負担すること。

第2 政策的医療の提供について

1 24時間365日の救急医療

- (1) 救急部を設置し、25床の救急病棟及び1階の救急専用外来（救急診察室・救急放射線検査室等）の機能を活用した救急医療体制を構築すること。
- (2) 救急部に常勤の医師を2名以上配置すること。
- (3) 診療時間外においては、内科系医師（時間外の救急外来の専任）、循環器系医師、外科系医師、専門科系（眼科、耳鼻科等）医師、産婦人科医師をそれぞれ配置すること。
- (4) 救急時間帯に必要に応じ全身麻酔ができる体制をとること。
- (5) 神奈川県救急医療情報システムに参加すること。

2 小児救急医療

- (1) 横浜市の小児救急医療対策事業に参加すること。
- (2) 24時間365日の二次小児科救急医療体制を組むこと。
- (3) 休日及び夜間に小児救急専用ベッド3床以上を確保すること。
- (4) 救急医療に携わる小児科医1名以上を常時配置すること。
- (5) 非常勤医師を含む10名以上の小児科診療体制の中で小児救急医療を行うこと。
- (6) 前5号のほか、横浜市小児救急医療対策事業実施要綱の規定に準じた医療体制をとること。

3 輪番制救急医療

- (1) 横浜市の病院群輪番制救急医療体制に参加すること。
- (2) 内科・外科・小児科・急性心疾患の救急医療体制を組むこと。
- (3) 輪番日には、第1項の24時間365日の救急医療の体制を基準とし、人員を増員するなど輪番日に対応できる必要な体制を組むこと。
- (4) 前3号のほか、横浜市病院群輪番制運営費補助金交付要綱の規定に準じた体制をとること。

4 母児二次救急医療

- (1) 横浜市の母児二次救急システムに参加すること。
- (2) 神奈川県周産期救急システムに協力病院として参加すること（人的体制を除き、施設をN
ICU基準とすること。）。
- (3) 産婦人科診療所等との連携を図り、母児（妊娠期間30週以降かつ推定出生体重1,500グラム以上
の母体、胎児、新生児）の救急医療の受入れ等を行うこと。
- (4) 産婦人科、小児科の24時間365日の勤務体制を組むこと。
- (5) 前4号のほか、実施する医療の内容・体制は、横浜市母児二次救急システム実施要綱の規
定に準じたものとすること。

5 精神科救急医療

- (1) 夜間・休日・深夜の救急患者（二次、三次）の受け入れを行い、そのための保護室3床を
確保すること。
- (2) 受入時間帯において精神保健指定医を配置すること。
- (3) 夜勤の看護体制は、最低でも看護師3名を含むものとすること。
- (4) 精神保健福祉士（兼任可）を配置すること。
- (5) 前4号のほか、実施基準については、平成18年度に別途協議を行う。

6 精神科合併症医療

- (1) 当該医療は、神奈川県内の精神病院等に入院する身体合併症患者を本市の要請に基づいて
横浜市立みなと赤十字病院に受け入れ、必要な医療を行う。（現在、神奈川県・横浜市・川崎
市との間で制度化について検討中）
- (2) 精神科病床50床のうち10床を常時合併症患者用とすること。
- (3) 前2号のほか、実施基準については、平成18年度に別途協議を行う。

7 緩和ケア医療

- (1) 癌による末期症状を示している患者に対する緩和ケア医療を行うこと。
- (2) 日本ホスピス緩和ケア協会による「施設におけるホスピス・緩和ケアプログラムの基準」
に基づくケアを行うこと。
- (3) 開院後速やかに施設基準を取得すること。
- (4) 身体症状の緩和を担当する医師及び精神症状の緩和を担当する医師のほか、緩和ケアの専
門性を有する看護師を緩和ケア病棟に配置すること。
- (5) 院内における緩和ケア医療の提供のほか、患者の症状等を勘案し、在宅緩和ケアを実施す
ること。
- (6) 院内ボランティア等を活用し、患者の身体的又は精神的な支えとなる取組を行うこと。
- (7) 神奈川県ターミナルケア推進事業補助金の交付の対象となる事業を実施すること。

8 アレルギー疾患医療

- (1) アレルギー科に、アレルギー学会認定の専門医を含む3名以上の医師を常勤配置すること。
- (2) アレルギー科を中心に、診療部門、教育啓発部門及び研究部門から構成される組織を設けること。
- (3) 重症化・複合化するアレルギー疾患に適切に対応するため、関連する診療科（内科、呼吸器科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科等）と連携し、複数科の協力による専門外来を設置すること。
- (4) 時間外においても、関係科との連携により、喘息発作等の対応が可能な体制をとること。
- (5) 市民からの相談等に対応し、必要に応じて地域において相談・啓発活動を行う体制をとること。
- (6) 臨床データや最新の医療情報を収集・整理し、市民や医療機関への情報発信・研究・啓発・教育を行うこと。
- (7) 前2号の取組のため、専門知識を習得した専任の看護師をアレルギー外来に2名以上配置すること。
- (8) 本市近隣に所在するアレルギーに関する専門的施設等及び関連学会と連携・協同して、診療に関するデータの蓄積及び提供あるいは情報の共有化を進め、アレルギー疾患及びその治療に関する・研究解析を積極的に行い、その成果を臨床に役立てること。
- (9) みなと赤十字病院を拠点として、アレルギー専門医による病病連携及び病診連携の体制を確立すること。
- (10) 横浜市アレルギーセンターのカルテ及びアレルギーに関する資料・文献等を保管すること。

9 障害児（者）合併症医療

- (1) 身体及び知的障害を併せもつ重度障害児（者）が適切な医療を受けられる体制を整えること。
- (2) 診療時間や予約診療体制などの工夫を行うこと。
- (3) 障害児（者）及び家族が安心して医療を受けられるように、合併症医療に取り組む職員の研修啓発に努めること。
- (4) 病院全体による連携・支援の下での医療提供に努めること。
- (5) 家族及び障害児者施設からの依頼に基づく、障害児（者）の緊急診療（入院を含む。）にできる限り対応すること。
- (6) 港湾病院において培ってきた障害児者施設との連携を継続すること。

10 災害時医療

- (1) 免震構造、屋上ヘリポート、小型船舶用船着場など、みなと赤十字病院の構造・設備を活用した災害時医療体制を整えること。
- (2) 病院施設の非常時にも診療機能が維持できるよう、職員体制を整えること。
- (3) 次号以下に定める事項のほか、日本赤十字社としての知識・技術を活かした諸活動を行うこと。
- (4) 「神奈川県地域防災計画」に基づく災害医療拠点病院として次の機能を持つこと。
 - ア 広域災害・救急医療情報システムの端末及びMCA無線機の設置・運用
 - イ 多発外傷、挫滅症候群等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備の整備
 - ウ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急医療資機材、応急用医薬品、テント、発電機等の整備
- (5) 「神奈川県医療救護計画（平成8年9月）」に基づき、広域災害時の連携・支援等の医療救護に関する相互応援体制を備え活動すること。
- (6) 「横浜市防災計画」上の次の役割を果たすこと。
 - なお、横浜市防災計画に規定する医療救護隊の編成に関しては、日本赤十字社が編成する救護班をもってこれに充てること。
 - ア 被災地からの重症傷病者の受入れ
 - イ 被災地区への医療チームの派遣
 - ウ 臨時的な傷病者の拡大収容
 - エ 非常用電源燃料・飲料水（業務用水を含む）の備蓄
 - (ア) 軽油 7日分 約130,000リットル
 - (イ) 水 7日分 約1,800,000リットル
 - オ 横浜市防災行政用無線の設置・運用
- (7) 災害に対応するため、次の事項を実施すること。
 - ア 患者、職員用の食料3日分(9,000食)の備蓄
 - イ 通常使用する医薬材料等の院内における在庫確保（最低3日分程度）
 - ウ 市の依頼に基づく医薬材料の備蓄及び他の備蓄拠点からの更新対象医薬材料等の受入れ
 - エ 県・市との連携による災害対応訓練の実施
 - オ 病院内の各組織の参加による災害対応訓練の実施（年間1回以上）
 - カ 災害対策や訓練に関するマニュアルの整備

11 市民の健康危機への対応

- (1) 横浜市の指示に従い、感染症・テロ行為や放射性物質・化学物質の漏出事故などの突発的な健康危機への対応を行うこと。
- (2) 横浜市からの要請に基づき、市民の健康危機に対応するために必要な医薬材料等の確保・保管を行うこと。
- (3) 市民への健康危機へ対応するための必要な指示は、病院事業管理者が行う。

第3 地域医療の質の向上について

1 医療における安全管理

(1) 安全管理に基づく医療の提供

- ア 医療安全管理体制未整備減算を受けない体制とすること。
- イ 安全管理室を設置し、専任職員を配置すること。
- ウ 安全管理マニュアル及び業務手順書を部門毎に作成すること。
- エ 医療事故（インシデントを含む。）の公表は、横浜市の基準に基づき行うこと。
- オ 安全管理責任者等は、横浜市が開催する横浜市立病院安全管理者会議に参加し、決定事項に従い必要な取組を行うこと。
- カ 患者の診療（看護、検査及び投薬を含む。）、医療用設備・機器の取扱等、安全管理に関する体系的研修を継続的に実施すること。

(2) 院内感染対策の実施

- ア 院内感染防止対策未実施減算を受けない体制とすること。
- イ 感染対策マニュアルを策定し、標準予防策のほか、抗生物質製剤及びその他化学療法製剤の適正使用等、診療分野での感染対策を実施すること。
- ウ 院内に I C T（感染対策チーム）を設置し、各部門の感染管理責任者と連携を図り院内全体の感染管理を行うこと。

2 医療倫理に基づく医療の提供

- (1) 必要な情報提供を行い、患者の自己決定権を尊重した、患者中心の医療を行うこと。
- (2) セカンドオピニオンを実施し、手続き、実施に係る経費等を院内に明示すること。
- (3) 横浜市の基準に基づき診療録を開示すること。
- (4) 診療における E B M の実践に努めること。特に、入院診療においては、各分野で積極的にクリティカルパス方式を導入し、患者にわかりやすい診療を行うこと。
- (5) 院内倫理委員会を設置し、新規の治療法（施術法）及び保険外診療の実施、未承認医薬品の使用などについて、当該行為の適否を事前審査すること。
- (6) 前号の委員会の委員には、女性及び人文科学系を専門とする外部の有識者を含むこと。

3 地域医療機関との連携・支援、地域医療全体の質の向上のための取組

- (1) 地域医療連携室を設置すること。
- (2) 情報提供、症例検討会の実施、登録医制度の導入、開放型病床の設置など、地域医療機関との連携・協働を積極的に行うこと。
- (3) 紹介率及び逆紹介率を高め、地域医療支援病院の指定を図ること。
- (4) 患者・市民や地域医療機関に対する啓発活動、情報提供活動その他地域医療全体の質を向上させる取組を行うこと。
- (5) 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価を、速やかに受審し、認定を受けること。
- (6) 臨床研修病院の指定を受けること。
- (7) 看護師及び検査技師等の養成課程等のための実習病院として学生等の受け入れを積極的に行うこと。
- (8) 横浜市の助産施設としての認可を受けること。

4 医療データベースの構築と情報提供

- (1) カルテの共有、カルテ開示など医療の透明性を図り、患者及び職員間でわかりやすい医療を提供していくこと。
- (2) 患者サービスの向上、効率的な経営管理等を目的に、電子カルテを含む医療情報システムを導入すること。
- (3) 医療情報システムについては、病院事業管理者とも調整を図り、市立病院の役割として必要な情報を集積すること。また、将来計画を策定するとともに、情勢に応じた改良を図ること。
- (4) 医療情報システムにより得られるデータを蓄積し、地域医療の質向上のために役立つ情報を発信するデータベースの構築を図ること。
- (5) 地域医療機関や市民への情報の提供は、講習会、症例検討会等、さまざまな方法で行うこと。
- (6) 病歴や診療情報に精通した専任職員（診療録管理士、診療情報管理士等）を配置すること。

5 市民参加の推進

- (1) 情報公開の推進を図ること。
- (2) 病院の医療機能やその実施状況について市民が把握し、病院運営に市民の意見を反映させるため「市民委員会（仮称）」を設置し、運営すること。
- (3) 前号の委員会の設置に関しては、病院事業管理者が別に示す設置準則に従って要綱を作成し、運営するものとする。
- (4) 病院ホームページの開設、広報誌の発行等の病院広報及び電子メールやアンケート等による広聴を積極的に行うこと。

第4 使用料及び手数料の徴収について

1 徹収事務

- (1) 使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する事務の処理に当たっては、病院事業管理者が交付する「横浜市立みなど赤十字病院使用料及び手数料の徴収事務受託者証」を、納人の見やすい場所に掲示又は提示すること。
- (2) 使用料等の徴収は、次のとおりとすること。
 - ア 診療報酬審査支払機関等（以下「支払機関」という。）に支払請求を行うものについては、それぞれの支払機関の定める期日までに支払請求を行うこと。
 - イ 診療に係る患者自己負担金については、外来診療に伴うものは診療の都度、入院診療に伴うものは毎月最低2回の定時請求及び退院時に請求を行い、速やかに納付させること。
 - ウ ア及びイに定めるもののほか、使用料等は利用者等にその都度請求し、納付させること。
 - エ 使用料等を金融機関等で後納させる場合には、未納者に対して納入依頼書（振込依頼書）を発行し、納付させること。
- (3) 使用料等を徴収したときは、納付者に領収書を交付すること。ただし、前号アの場合は領収書を省略するものとし、前号エの場合は納入依頼書の領収欄をもって領収書の交付に代えるものとする。
- (4) 使用料等の徴収に係る名義は、強制徴収を除き、指定管理者の名義とする。
- (5) 徹収事務に関する患者等への説明責任を負担すること。

2 収入金

- (1) 次に掲げる収入金を、他の現金・預金と明確に区分し、安全に管理すること。
 - ア 病院窓口での収入金（患者自己負担金等）
 - イ 金融機関等で後納される収入金（口座振込による患者自己負担金等）
 - ウ 駐車場収入金
 - エ その他収入金
- (2) 前号の収入金を一時保管するための預金口座（以下「一時口座」という。）を、指定管理者の名義で設けることができること。この場合、収入金は入金処理を行った日（以下「収納日」という。）の翌営業日（金融機関が営業する日をいう。以下同じ。）以内に、一時口座に入金すること。
- (3) 第1号に定めるすべての収入金を、収納日から起算して3営業日以内に、病院事業管理者の指定する金融機関の口座（以下「指定口座」という。）に払い込むこと。
- (4) 前号に定める収入金の払込みを行ったときは、別に定める様式に従って収納実績日報を作成し、提出すること。
- (5) 各月の収納状況について、別に定める様式に従って、収納実績月報を作成し、翌月の5日までに、提出すること。
- (6) 一時口座に預入利息が発生した場合は、速やかに指定口座に払い込むこと。

3 収入未済

- (1) 使用料等の未納者に対し、適時に納付の督促等を行い、収入の確保に努めること。
- (2) 前号の督促等を行ったときは、対応状況を文書に記録し、経過を明らかにすること。
- (3) 年度中に生じた債権のうち、当該年度内に収入されなかつたものについて、別に定める様式に従って、調定通知書を作成し、翌年度5月末日までに提出すること。
- (4) 収入未済のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条に規定する金銭債権の消滅時効に至り、不納欠損が発生したときは、翌年度4月末日までに、別に定める様式に従い、不納欠損処分調書を提出し、病院事業管理者の指示を受けること。

第5 施設管理基準について

1 施設の維持・管理

- (1) 患者安全を第一に考え施設機能面から診療に寄与する施設の維持・管理を行うこと。
- (2) 衛生管理、感染管理に基づく維持・管理を行うこと。
- (3) 病院施設として予防保全に努めること。
- (4) 別表の施設管理業務の実施基準に基づき維持管理を行うこと。
なお、詳細仕様については、協議を行い、別に定める。

2 市立病院としての取組

- (1) 横浜市が進めるISO14001の取組に対し公設施設として協力すること。
- (2) 医療廃棄物は感染管理の上、適正処理を行うこと。
- (3) ゴミの分別や減量化の施策に協力すること。

第6 業務の計画、報告等について

1 事業計画書

(1) 中期事業計画書

計画初年度を含め4年間の事業計画を明らかにした書類とすること。

ア 医療提供計画書

病院経営に係る収支計画、患者数、紹介率、各科各部門の職員体制、医師の専門診療体制、外部委託業務の種類・方法、受託研究の内容等とすること。

イ 施設管理計画書

各設備機器の保守管理予定、改良・改修予定等とすること。

(2) 年度別事業計画書

当該年度の事業計画の詳細を明らかにした書類とすること。

ア 医療提供計画書

第1号アのうち、当該年度の計画の詳細とすること。

イ 施設管理計画書

第1号イのうち、当該年度の計画の詳細とすること。

2 事業報告書

(1) 医療提供報告書

事業計画書に対応する事項の当該年度の実績報告書とすること。

(2) 施設管理報告書

事業計画書に対応する事項の当該年度の実績報告書とすること。

3 事業計画及び事業報告の様式

協議を行い、別に定める。

別表 横浜市立みなと赤十字病院の施設管理の実施基準

法定点検

| 点検対象 | 点検種別 | 周期 | 関連法規 |
|----------|-------|---------|----------------------------|
| 特定建築物 | 定期検査 | 1回/1～3年 | 建築基準法第12条第1項 |
| 昇降機設備 | 定期検査 | 1回/年 | 建築基準法第12条第2項 |
| 自家用電気工作物 | 定期検査 | 1回/年 | 電気事業法第42条(保安規程による)(発電設備含む) |
| ボイラー | 性能検査 | 1回/年 | 労働安全衛生法第41条第2項 |
| 第1種圧力容器 | 性能検査 | 1回/年 | 労働安全衛生法第41条第2項 |
| ゴンドラ | 性能検査 | 1回/年 | 労働安全衛生法第41条第2項 |
| 第2種圧力容器 | 自主検査 | 1回/年 | 労働安全衛生法第45条第1項 |
| 小型ボイラ設備 | 自主検査 | 1回/年 | 労働安全衛生法第45条第1項 |
| 簡易水道 | 定期検査 | 1回/年 | 水道法第34条の2 |
| ガスタービン | 定期検査 | 1回/3年 | 電気事業法第55条第1項 |
| | 定期測定 | 2回/年 | 大気汚染防止法第16条 |
| 消防設備 | 定期検査 | 2回/年 | 消防法第17条 |
| 地下タンク貯蔵所 | 定期点検 | 1回/年 | 消防法第4条3の2(緩和措置後1回/3年) |
| | 油量測定 | 1回/月 | 消防庁危険物課長通知23号(緩和措置条件) |
| | 検知管点検 | 1回/週 | 消防庁危険物課長通知23号(緩和措置条件) |
| 避難はしご設備 | 自主点検 | 2回/年 | 消防法第17条 |
| 高圧ガス製造設備 | 自主点検 | 1回/年 | 高圧ガス保安法第35条第1項 |
| 医療ガス設備 | 定期点検 | 4回/年 | 厚生省健康政策局長通知(昭和63年7月15日) |
| 特定施設 | 測定 | 1回/月 | 下水道条例第11条 |

機能維持に関する保守管理等

| 保守管理対象 | 管理種別 | 周期 | 保守管理基準 |
|-----------------|------|---------|--|
| 電話設備 | 自主点検 | 2回/年 | メーカー標準 |
| 放送呼出装置 | 自主点検 | 2回/年 | メーカー標準 |
| ナースコール・インターホン設備 | 自主点検 | 2回/年 | メーカー標準 |
| 昇降機設備 | 自主点検 | 1回/1～3月 | 昇降機の維持及び運行管理に関する基準第6条 |
| 冷凍機設備 | 自主点検 | 3回/年 | メーカー標準 |
| 冷却塔設備 | 自主点検 | 2回/年 | メーカー標準 |
| 空気調和設備 | 機能点検 | 2回/年 | メーカー標準 |
| 自動制御設備 | 自主点検 | 1回/年 | メーカー標準 |
| 各種水槽設備 | 清掃 | 1回/年 | 横浜市し尿浄化槽清掃要領他 |
| 塵芥処理設備 | 自主点検 | 2回/月 | メーカー標準 |
| 検査系排水処理設備 | 定期点検 | 2回/週 | メーカー標準 |
| R I 排水処理設備 | 自主点検 | 2回/年 | メーカー標準 |
| 厨芥処理設備 | 自主点検 | | 横浜市デイスポーザ排水処理システム等取扱要綱 |
| 自動ドア設備 | 自主点検 | 4回/年 | メーカー標準 |
| 駐車場管制設備 | 自主点検 | 4回/年 | メーカー標準 |
| 搬送設備 | 自主点検 | 2回/年 | メーカー標準 |
| 免震装置 | 自主点検 | 次項による | 1、3、5、10年目(以降1回/10年) 日本免震構造協会の免震建物の維持管理基準 |
| 冷却塔補給水薬注装置 | 自主点検 | 2回/年 | レジオネラ症対策 |

回転機器等は日常業務として、外観の異常、異音、振動、発熱の有無などの点検を行う。

日常点検の内容、周期については、横浜市建築局作成の各設備等点検保守業務委託仕様書に準ずるものとする。

その他の保守管理業務

| 業務内容 | 管理種別 | 周期 | 保守管理基準 |
|-------------|-------|---------|----------------------------|
| 空調機等フィルター交換 | 新品交換 | 1回/年 | フィルターの圧力損失が規定値以上となった場合 |
| | 洗浄 | 1回/月 | 点検時汚れが認められた場合 |
| 厨房脱臭剤 | 再生交換 | 1回/5年 | 臭気捕集が悪くなった場合 |
| 空調用加湿器 | 新品交換 | 1回/3～5年 | メーカー標準(滴下浸透気化式) |
| | 新品交換 | 1回/1～2年 | メーカー標準(電極式) |
| 特殊エリア清掃 | 清掃 | 随時 | 手術室、集中治療室、解剖室等は、必要な感染管理を行う |
| 一般エリア清掃 | 清掃 | 随時 | 日常清掃により、衛生・感染管理を行う |
| 窓清掃 | 清掃 | 2回/年 | 回数に関わらず、汚染が認められる場合は適宜行う |
| 警備 | 警備 | 随時 | 防犯・防災対策など安全確保を図るため保安管理を行う |
| 廃棄物処理 | 処理・処分 | 随時 | 法に則り適切な処分を行う |
| 臓器等処理 | 処理・処分 | 随時 | 法に則り適切な処分を行う |

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する年度協定

横浜市立みなと赤十字病院（以下「みなと赤十字病院」という。）の管理に関し、横浜市（以下「甲」という。）とみなと赤十字病院の指定管理者である日本赤十字社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する年度協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定（以下「指定管理基本協定」という。）における指定管理業務の細目その他の事項に関し、年度ごとに定める必要のある事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間とする。

（診療報酬交付金及び指定管理料）

第3条 指定管理基本協定第29条第1項に定める診療報酬交付金及び第30条第1項に定める指定管理料は、毎月3回交付し、又は支払うものとする。

2 各回の交付額及び支払額は、次の各号に掲げる期間に、乙が、甲の口座（指定管理基本協定第17条第1項に基づき乙が徴収した使用料及び手数料並びにみなと赤十字病院に関して収納した収益を払い込む、甲の指定する金融機関の口座をいう。）に払い込んだ金額とする。

- (1) 第1回 每月1日から10日まで
- (2) 第2回 每月11日から20日まで
- (3) 第3回 每月21日から末日まで

3 前項の定めにかかわらず、社会保険診療報酬支払基金から支払われる使用料及び手数料は、前項第2号の期間に、乙が甲の口座に払い込んだものとみなし、計上することができる。

4 乙は、前2項の定めに基づき各回の金額を確定した後、速やかに請求書を甲に提出するものとする。

5 甲は、前項の請求書を受理した日から起算して5営業日（金融機関が営業する日をいう。以下同じ。）以内に、乙に交付し、又は支払うものとする。

（政策的医療交付金）

第4条 指定管理基本協定第31条第1項に定める政策的医療交付金は、次の各号に掲げる金額を上限とし、横浜市立みなと赤十字病院政策的医療交付要綱に基づき交付する。

- (1) 小児救急医療交付金 35,000,000円から平成18年度に交付される神奈川県病院群輪番制運営費補助金相当額を控除した額
- (2) 輪番制救急医療交付金 横浜市病院群輪番制運営費補助金交付要綱（昭和60年4月1日）により算定された年間所要額
- (3) 母児二次救急医療交付金 2,800,000円
- (4) アレルギー疾患医療交付金 281,871,000円

（国・県補助金相当額の交付）

第5条 第3条第2項、第4項及び第5項は、指定管理基本協定第32条第1項の国・県補助金相当額の交付について準用する。この場合において、同条第2項中「乙」とあるのは、「国及び県」と読み替えるものとする。

(指定管理者負担金)

第6条 指定管理基本協定第33条第1項に定める指定管理者負担金の額は、第1号に掲げる額に第2号により計算した金額を合算したものとする。

- (1) みなと赤十字病院と同種の建物の標準的な減価償却費相当額として算定した額
- (2) 医業収益が113億円を超える場合は、113億円を超える額に10の1を乗じた額(1,000円未満の端数があるとき、その端数金額を切り捨てる。)

2 前項の指定管理者負担金は、指定管理基本協定第33条第1項ただし書により、免除するものとする。

(病院事業会計共通経費負担金)

第7条 指定管理基本協定第34条第1項に定める病院事業会計共通経費負担金(以下「共通経費負担金」という。)の額は、9,000,000円とする。

2 乙は、前項の共通経費負担金を、平成18年4月30日までに甲の指定する金融機関の口座に払い込むものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(協定の解除)

第9条 指定管理基本協定第42条第1項の規定により、指定管理基本協定が解除されたときは、この協定は解除されることとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保持するものとする。

平成18年4月1日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市病院事業管理者
病院経営局長 岩崎 榮

乙 東京都港区芝大門1丁目1番3号
日本赤十字社
社長 近衛忠輝